

令和2年度第1回島根県男女共同参画審議会

日 時 令和2年10月27日(火)

13:30～15:30

場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間

○事務局

失礼いたします。御案内しておりました時間となりましたので、ただいまから令和2年度第1回島根県男女共同参画審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、半場女性活躍推進統括監が御挨拶申し上げます。

○半場女性活躍推進統括監

皆さん、こんにちは。本日は、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から島根県の男女共同参画の推進につきまして御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。あわせて、このたびは、島根県男女共同参画審議会委員への就任について御快諾をいただきまして、誠にありがとうございます。

この審議会では、男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について意見を述べていただくことなどをお願いしております。委員の皆様方の任期は2年となっております。このメンバーで2年間お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、県では今年の3月に、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根の実現を目指して、島根創生計画を決定いたしました。中でも、女性活躍につきましては、島根創生を進めていく上で重要な政策と位置づけているところでございます。また、今年3月には、島根創生計画の方向性に基づいて女性活躍推進プランを策定しました。

県といたしましては、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりや、仕事や地域活動など、社会のあらゆる分野において女性一人一人が活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、平成28年度からの計画となっております第3次島根県男女共同参画計画につきましては、今年度が最終年度となっております。しかしながら、後ほど議題において御説明させていただくことにしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響から、この計画を1年延長し、次期計画を令和4年度から開始することとしております。一方で、次期計画に向けての策定作業につきましては、現計画のこれまでの取組と課題を踏まえながら、準備を進めていく予定にしております。そのほか、今年度は国において第5次男女共同参画基本計画の策定も行われております。本日の会議では、そういった点につきましても御説明させていただきたいと考えております。

結びに、委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

では、最初に、本日の資料について確認をさせていただきます。事前に郵送させていただいております資料のほうですが、次第、配席図、委員名簿、そして、資料については、資料番号のインデックスと、それを1枚めくっていただいた資料の右肩にあります実際の資料番号が合っているかどうかを御確認いただきたいと思います。資料は1-1から1-3、それから資料2-1、2-2、資料3-1から3-5、そして、4-1については右肩が横型になっておりますので、ちょっと見えづらいですが、4-1と4-2、そして資

料5となっております。

なお、資料4-2については、本日お配りしたものが最新版ですので、差し替えをお願いいたしたいと思います。

このほかに、本日配付させていただきました資料は、出席者名簿、令和2年度第1回島根県男女共同参画審議会の議事に関する意見というもの、そして島根女性活躍推進プラン、そのほか、県や島根大学の各種事業のパンフレットをお配りしております。過不足がありましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

ないようですので、次に進めさせていただきます。

本日の出席者につきましては、名簿に記載したとおりでございます。よろしく願いいたします。

さて、本日の審議会は、今年6月から新たに審議会の委員に御就任いただいた皆様の初顔合わせとなりますので、議事に入る前に、一言自己紹介をお願いしたいと思います。時間の関係もでございますので、名簿順に簡単に自己紹介をお願いします。

安部委員のほうからお願いいたします。

○安部委員

失礼いたします。皆さん、こんにちは。連合島根の女性委員会の委員長をしております安部陽子と申します。奥出雲町からやってまいりました。普段は連合島根の執行委員会は男性の方が多くて、女性は私1人なんですけれども、今日は女性の方がにぎやかにおられていいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田委員

こんにちは。益田市からやってきました福祉環境部人権センターの石田と申します。今日は朝9時から出てきましてですね、JRで。なかなか大変でしたが、よろしくお願いいたします。

○岩根委員

失礼します。大田市からやってまいりました。島根公民館連絡協議会の代表ということでこの会に出させていただきます、岩根了達と申します。よろしくお願い致します。

○小田川委員

山陰中央新報社の小田川と申します。この隣に社屋を構えております。会社では、総務、人事、財務、いろんなことをしております、女性活躍についても担当をしておりますので、微力ですけども、力になればと思っております。よろしくお願いいたします。

○河嶋委員

島根労働局雇用環境・均等室の室長をしております河嶋と申します。今年で3年目になります。皆さん、よろしくお願い致します。

○河野委員

失礼します。島根大学男女共同参画学長特別補佐の河野と申します。島根大学では、本日お配りしたように、文部科学省の補助金を頂きまして、島根大学、県立大学、松江高専、米子高専とダイバーシティ研究環境実現イニシアティブという事業を行っております。大学卒業した女性がなかなか島根に定着するのが少なく、やはり研究者などになって残れるような環境をつくっていかうという取組ですので、また皆様方の御協力もいただきたい

と存じます。どうぞよろしく申し上げます。

○渋川委員

近くの松江市の西津田からやってきました。いっしょに子育て研究所の相談役となっていて、助産師として、マザリー産科婦人科医院で管理職をやっています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○手石方委員

島根県弁護士会の手石方と申します。弁護士会の中でも女性の役員等の割合について、今活発に議論を進めているところです。島根県のこの会の中でも勉強させていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○鳥居委員

失礼します。島根県連合婦人会の常任理事をしております鳥居と申します。邑南町からやってきました。よろしくお願ひいたします。

○水谷委員

失礼いたします。島根県の私中高連を代表してお邪魔しに上がりました。出雲北陵中学高等学校の校長を務めております水谷と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森脇委員

島根県経営者協会の森脇です。よろしくお願ひします。

○米倉委員

失礼いたします。このたび公募委員で応募させていただきました米倉かおるです。今、私は子どもを3人育てながらフルタイムで働くという立場にありますので、若輩者ではありますが、現場の声を少しでも反映できればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。

なお、本日は、一般社団法人島根県医師会常任理事の浅野委員、J Aしまね女性部部長の高橋委員のお二人が所用のため御欠席でございます。また、本日、オブザーバーとして、公益財団法人しまね女性センター理事長の多々納道子様にも御出席いただいております。そのほか、出席者名簿に記載しております関係課の職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入るに当たり、本会議の議長は、島根県男女共同参画推進条例第24条第1項の規定により、会長に議長を務めていただくことになっております。今回は最初の審議会ですので、会長、副会長の選任については、事務局が進行させていただきます。

まず初めに、本日は委員14名のうち12名の委員に御出席いただいております。島根県男女共同参画推進条例第24条で定める定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、島根県では、個人情報を取り扱う場合など特別な理由がある場合を除きまして、原則公開で行うように条例で規定しております。このことから、本会議につきましても、

従来より公開とさせていただいております。あわせて、議事要旨につきましても、後日、県のホームページに掲載することとしておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

2. 会長・副会長の選任

○事務局

それでは、最初の議事であります、2、会長・副会長の選任についてです。島根県男女共同参画条例第23条第5項により、審議会に会長及び副会長を置くことになっており、会長、副会長は、委員の皆様の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

渋川委員。

○渋川委員

会長に河野先生、副会長に森脇委員を推薦したいと思います。

○事務局

ありがとうございます。

渋川委員から、会長を河野委員に、副会長を森脇委員にお引受けをいただきたいとの御発言がありましたが、皆様、いかがでしょうか。（拍手）

委員の皆様から御賛同をいただいたようですので、河野委員、森脇委員、御就任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

では、河野会長と森脇副会長に席を移動していただき、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○河野会長

河野でございます。会長ということで身の引き締まる思いです。皆様からなるべく多くの意見をいただいて進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○森脇副会長

副会長を仰せつかりました森脇です。微力ながら頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

ここからの議事の進行につきましては、島根県男女共同参画推進条例第24条の規定により、河野会長をお願いいたします。

○河野会長

それでは、お手元の次第に従って進行させていただきます。

初めに、本日の会議は事前に資料が配付されておりますので、事務局からの説明を短くし、委員の皆様からの御意見をいただく時間をできるだけ多く確保したいと思っております。また、本日は、第4次男女共同参画計画の策定に向けて、より多くの委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。御意見に対して最後にまとめてお答えする形で進めさせていただければと考えております。

3. (1) 苦情処理専門部会の設置について

○河野会長

では、早速議題の3、1、苦情処理専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

○小山女性活躍推進課長

失礼いたします。女性活躍推進課長をしております小山と申します。本日はありがとうございます。

それでは、私のほうから、苦情処理専門部会について御説明をさせていただきたいと思っております。資料の1-1から1-3により御説明をいたします。失礼して座らせて説明をさせていただきます。

初めに、資料1-1を御覧ください。男女共同参画審議会要領第5条に苦情処理専門部会について規定されております。県が実施する施策に関しまして、男女共同参画の視点から県民の皆様より苦情の申出があった場合には、県といたしましては、この審議会の御意見をお聞きし、適切に対応することとしております。審議会では、苦情処理専門部会を設置して御意見を取りまとめていただくこととなっており、このことが第5条第1項に規定されております。

苦情処理専門部会は5名の委員の皆様で構成していただくこととなっており、これが5条第2項に規定されております。また、委員の皆様の中から苦情処理専門部会のメンバーをどのように選出していただくのかを第3条に規定しております。会長に部会の委員を指名していただくこととなっており、皆様の互選によりまして、苦情処理専門部会の部会長並びに副部会長を選出していただきます。

次に、資料1-2を御覧ください。苦情の申出に係る処理要綱によりまして具体的な事務処理を行うこととしており、流れを3ページに定めてございます。申出者は、窓口である女性活躍推進課に書面やメールなどで申出を行いますが、女性活躍推進課は申出に関する施策担当課と処理について協議を行い、苦情処理専門部会の開催手続を取ることにいたします。部会で調査審議いただいた御意見を踏まえまして、担当課と処理案を作成し、申出者に回答を行ってまいります。

なお、苦情処理の窓口の設置につきましては、県のホームページで県民の皆様に対し周知をしております。これまで、平成14年以降で県が設置する附属機関の女性の比率など、6件の苦情が寄せられましたが、平成19年7月以降は苦情がございません。

続きまして、資料の1-3を御覧ください。苦情処理とは別に行う県の広聴事業といたしまして、知事への提案箱などへ男女共同参画の視点でいただいた5件の意見につきまして、参考までに添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、苦情処理専門部会の委員5人については会長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。

森脇委員様、法律の分野から手石方委員様、報道の分野から小田川委員様、教育の分野から水谷委員様、地域活動の分野から鳥居委員様、以上、5人の方をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、専門部会には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定めることにな

っております。審議会終了後、委員の皆さんで選出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

このところで、苦情処理専門部会のこと何か御質問、御意見などございますでしょうか。

3. (2) 第3次島根県男女共同参画計画の計画期間の延長について

○河野会長

では、続きまして、2、第3次島根県男女共同参画計画の計画期間の延長について、事務局から説明をお願いします。

事務局説明後に委員からの御意見を伺う時間を設けたいと思います。よろしくお願ひします。

○小山女性活躍推進課長

それでは、続きまして、資料2-1、2-2をお願いいたします。第3次島根県男女共同参画計画の計画期間の延長について御説明をさせていただきます。

まず、第3次計画の性格につきましては、男女共同参画社会基本法と島根県男女共同参画推進条例に基づいて定められた法定計画でございます。また、計画の基本目標Ⅲに係る部分は、2015年制定の女性活躍推進法に基づく都道府県の推進計画として位置づけられるものです。計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間でございます。

次に、計画期間の延長の経緯でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応が長期にわたることを想定いたしまして、今年度に期限を迎える県の個別計画の延長について、審議会の開催や職員のリソースの観点から県内部で検討を行ってまいりました。第3次男女共同参画計画につきましても、計画期間を令和2年度から1年延長し、令和3年度までとすることとし、6月議会において報告をしております。

計画延長に伴う取扱いといたしましては、現行計画の取組を引き続き実施するとともに、社会情勢の変化などを踏まえまして、第4次男女共同参画計画の策定を行ってまいりたいと考えております。また、現行計画に17ある数値目標、KPIの考え方といたしましては、令和3年度のKPIの数値につきましては、県政運営の最上位の行政計画である島根創生計画、創生計画に基づく事務事業、県が策定する個別計画、この3つに既に令和3年度の目標数値が設定されている場合は、その数値に置き換えを行います。また、これ以外の置き換えの数値がないものにつきましては、現行の第3次計画の令和2年度の数値を据え置くことといたしたいと考えております。

資料2-2を御覧ください。創生計画に基づくKPIが4つ、事務事業に基づくKPIが2つ、個別計画が2つ、残り9つのKPIが令和2年度の数値を据え置くKPIでございます。

最後に、今後の予定といたしましては、来年3月に計画延長についての内部手続を経た後、正式に事務的に延長を決定したいと考えております。

説明は以上でございます。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの事務局からの説明を受けて、何か御質問、御意見などございますでしょうか。いかがですか。

渋川委員様、お願ひします。

○渋川委員

1つ。K P Iについてですけれども、資料2-2に、目標Ⅲの10で、係長以上の役職に女性を登用する事業所について、現在が66.3%で目標を達成している現状ですけれども、県としては、これについてどういうお考えで据え置かれるのでしょうか。

○小山女性活躍推進課長

御意見ありがとうございます。今、現状値のほうが上回っているK P Iが中に2つぐらいございます。一旦、1年延長をかけます関係で上方修正を行うことも議論いたしましたけれども、当面、この1年間につきましては上方修正をせずに、次の計画のときに改めまして、K P Iの種類も含めてより成果が表されるK P Iは何なのかを考えて、そのK P Iの種類とともに数値を改めて令和3年度に設定しようという考えの下、上方修正をこのたびは行わない考えでやらせていただこうかと考えております。

○河野会長

よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。
では、ないようですので、次に進ませていただきます。

3. (3) 第4次島根県男女共同参画計画策定に係る島根県男女共同参画審議会への諮問について

○河野会長

次に、議題の3、第4次島根県男女共同参画計画策定に係る島根県男女共同参画審議会への諮問について、事務局から説明をお願いします。

○小山女性活躍推進課長

それでは、第4次島根県男女共同参画計画策定に係る島根県男女共同参画審議会への諮問を行います。知事の代理として半場女性活躍推進統括監より諮問文書をお渡しさせていただきたいと考えております。

河野会長は、大変恐れ入りますが、部屋の中央のほうまでお願いいたします。

○半場女性活躍推進統括監

第4次島根県男女共同参画計画の策定について。島根県では、平成13年2月に島根県男女共同参画計画を、また、平成23年5月に第2次計画、平成28年3月に第3次計画をそれぞれ策定し、男女共同参画の推進に関する施策を進めてまいりました。

これまでの取組により、県内においては固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図られ、多くの分野で女性の参画が進みました。一方で、人口減少、少子高齢化が進展する中、男女の人権の尊重、あらゆる分野での女性の活躍促進、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりなどに向けて、さらなる取組が求められています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響や変化を踏まえ、平常時における社会問題の顕在化や働き方の変化に対応するため、様々な施策に男女共同参画の視点を取り込みつつ実施していく必要があります。

このような状況から、第4次計画を策定し、引き続き男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

つきましては、第4次島根県男女共同参画計画の策定について、島根県男女共同参画推進条例第22条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願い

いたします。

3. (4) 第4次島根県男女共同参画計画の策定について

○河野会長

では、次に議題の4、第4次島根県男女共同参画計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局説明後に委員からの御意見を伺う時間を設けたいと思います。よろしく申し上げます。

○小山女性活躍推進課長

それでは、続きまして、資料3-1から3-5を手元に御準備ください。第4次島根県男女共同参画計画の策定について御説明をいたします。

資料3-1を御覧ください。第3次計画のこれまでの取組と課題についてでございますが、まず、資料3-2は、現行計画の総括をしております。後ほどこの資料にて説明をさせていただきます。資料3-3は、令和元年度施策の実施状況をまとめております。資料3-2の総括の中に取組が含まれておりますので、本日は説明を省略させていただきたいと存じます。資料3-4は、令和元年度に2,000人を対象に実施した県民の意識・実態調査の結果、資料3-5は、同じく県内企業1,000社に対し、経営者、男性、女性の社員を対象に実施した企業向けアンケート調査の結果でございます。これら2つのアンケート調査結果のポイントは、資料3-2の総括の課題の中で説明させていただきたいと思っております。

本日は意見交換の時間をできるだけ多く確保する関係上、要点を絞り説明をさせていただきますので、御了承ください。

早速ですが、資料3に基づき説明をさせていただきます。第3次計画の4つの基本目標と9つの重点目標に基づきまして、数値目標、KPI、これまでの取組と成果、課題、今後の方向性について、今年10月時点での整理をしております。

1ページを御覧ください。基本目標I、慣行の見直しと意識の改革では、KPIは、男女の地位が平等だと思ふ人の割合は、目標値40%に対し現状値は33.6%、固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合は、目標値80%に対し77.2%となっており、いずれも目標には達していません。

取組の成果といたしましては、地域における慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の解消に向けまして、あすてらすのセミナーなどの実施を通じまして、県民の男女共同参画に関する意識啓発に取り組んでおります。また、デートDVに関しましては、中学、高校、専門学校などに出前講座を行い、予防啓発を行っております。

2ページを御覧ください。男女共同参画の教育・学習では、道徳、家庭科など学校の教科指導を通じて、男女が共同して社会に参加することの重要性について触れることで子どもたちの男女共同参画の理解を深めております。

3ページを御覧ください。課題であります。県民向けのアンケート調査結果を載せております。男女の地位の平等感について問ったものでは、家庭生活、職場、政治の場など、特定の分野における男女の地位の平等感が高まっておりますが、社会全体で見た場合や政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどにおいては、依然として不公平感が強い状況となっております。社会全体で見た男女の平等感につきましては、男性優遇の意識が依然として7割を超えております。

次に、固定的性別役割分担の考え方につきましては、令和元年度に実施した県政世論調

査の結果から、否定的な人の割合は、平成27年の71.7%から令和元年の77.2%と増えております。年代別に見ると70代が最も低い割合となっております。

4ページをお願いいたします。家庭の中での担当は依然として、食事の支度、片づけ、掃除は妻が担う仕事となっております。今後の方向性として、男女共同参画の意義についての理解を深めるため、広報、啓発等の活動を推進するとともに、特に固定的性別役割分担意識の解消に向け、子どもに対する男女共同参画に係る教育をさらに図ってまいりたいと考えております。

5ページを御覧ください。基本目標Ⅱ、ワーク・ライフ・バランスの推進では、数値目標は、主なもので、育児休業制度を利用した人の割合は目標値40%に対し現状値は34.7%となっております。

なお、この調査につきましては、今年度実施をしております、年度末に公表予定となっております。

従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立できる職場づくりを推進する企業であるこころカンパニーの認定企業数は、目標値440企業に対し324企業となっております、いずれも目標には達していません。

取組と成果として、鳥取県と連携し、男性の家事・育児参画促進事業として、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンを行い、テレビCMなど、広域的情報発信や普及啓発を実施しております。また、企業向け支援として、出産後の復職を後押しする奨励金や、今年度から子育てしやすい職場環境づくり奨励金制度を創設し、企業支援を行っております。

続きまして、6ページをお願いいたします。積極的に育児に参加するイクメンや従業員の子育てに理解を示し、仕事の効率の向上や私生活も楽しむイクボスを増やすための取組として、推進キャンペーンやセミナーを開催しております。また、子育て支援策では放課後児童クラブの施設整備支援などを行い、児童クラブ数、登録児童数ともに増加となっております。

7ページをお願いいたします。課題として、アンケート調査から女性の働き方と働きやすさにおいて、働き続けにくいと回答した人が平成26年の70.3%から令和元年の65.6%と改善されてきておりますが、まだ6割以上の方が働き続けにくいと感じている結果となっております。

8ページをお願いいたします。女性が働き続ける上で必要なこととして、育児・介護施設の充実や長時間労働の是正、不安定な雇用形態の改善、育児・介護休業制度の充実や休暇取得に向けた職場風土が求められております。また、鳥根県は、子育て世帯の男性の1日当たりの家事・育児・介護時間は、女性と比べて6分の1と少なく、家庭において女性に負担が偏っている状況がございます。男性の家事・育児への参画が当たり前として捉えられるよう、経営者をはじめ、社会全体の意識改革を図る必要がございます。

今後の方向性として、現在、国においても男性の育児参画を促すため、配偶者の出産直後の休業取得を後押しする方向で議論がなされておるところですが、育児休業制度等の充実や仕事と生活の調和、子育て環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

9ページをお願いいたします。今般のコロナ禍による社会的な影響によりまして、多様で柔軟な働き方が求められており、テレワークや時間単位の年次有給休暇制度、育児短時間勤務制度の導入など、さらに子育てしやすい職場環境を整備してまいります。

10ページをお願いいたします。基本目標Ⅲ、男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現でございます。数値目標は、主なもので、県の審議会等への女性の参画率につ

きましては目標値50%に対し現状値は47.2%となっております。女性の活躍に向けて積極的に取り組む企業である島根県女性活躍応援企業登録数は、累計で目標値275企業に対し現状値244企業で、いずれも目標値には届いておりません。

これまでの取組と成果では、県の政策や方針決定過程において女性の意見を反映するため、全庁において審議会等への女性の参加促進や県職員の管理職登用に取り組んでおるところでございます。

11ページをお願いいたします。職場における男女共同参画の推進では、しまね女性の活躍応援企業や、こっころカンパニーで従業員300人以下の事業所が、女性活躍推進法の一般事業主行動計画に記載する取組を実施するための必要経費について、補助制度を設け支援を行っております。また、経済団体をはじめとした関係団体や行政機関で組織するしまね働く女性きらめき応援会議を平成28年に設置し、官民連携し、女性活躍を推進しております。

地域・農山漁村における男女共同参画の推進では、農業分野におきましては、新規就農者が営農開始をする際に、農業経営の確立のための家族経営協定の締結を推進しております。

12ページをお願いいたします。地域においては、市町村や、しまね女性センターと連携し、男女共同参画サポーターの活動を促進する研修会等を実施しております。また、31年4月からは、男女共同参画の推進に熱意と見識を有する方5名をアクティブサポーターとして委嘱する制度を創設いたしております。また、全国各地で頻発する大規模災害などを受けて、これまでの災害対応においては意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、様々な課題が生じております。こうしたことから、男女共同参画の視点からの防災・減災を進めるため、市町村とも連携し、研修会を実施しております。

課題につきましては、県の審議会等への女性の参画率を目標値まで高めていくとともに、市町村における審議会の女性の参画率は現在3割に満たない状況であり、会議等を通じまして、市町村のさらなる働きかけが必要であります。

職場における男女共同参画では、仕事と生活の両立に対する不安などから管理職を希望する女性が少ない状況となっており、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家事・育児等への参画が課題でございます。

13ページをお願いいたします。女性の活躍の推進に取り組むことにより、人材の定着や生産性の向上につながる事が県内企業にまだ十分知られておらず、女性活躍に取り組む企業は増えつつございますが、一部にとどまっていることも課題としてございます。

今後の方向性としていたしましては、男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を一層推進いたします。また、女性がライフステージに応じて様々な分野で活躍できるよう、キャリア形成の支援なども行ってまいります。防災分野では、避難所運営などの地域防災活動において女性の視点が十分反映されるよう、取組を強化してまいります。

14ページをお願いいたします。基本目標Ⅳ、個人の尊厳の確立では、数値目標はDV相談支援センターの認知度につきまして、目標値80%に対し現状値は44.9%となっております。また、10代の人工妊娠中絶率では目標値4.0%以下に対し現状値が2.6%となっており、目標値に達しております。

これまでの取組と成果では、女性に対する暴力をなくす運動の重点啓発として、県内7圏域での街頭活動や県民向けの公開講座を開催しております。また、DV相談窓口を広く周知するため、啓発カードを行政機関や図書館、病院などの公共施設の化粧室に設

置を行っております。

15ページをお願いいたします。生涯を通じた男女の健康づくりの推進では、生徒が発達段階に応じて性行動のリスクを正しく理解するため、医師など専門家と連携し、全体指導や個別指導に取り組んでおります。

16ページを御覧ください。県や圏域などにおいて地域・職域連携健康づくり推進協議会や糖尿病対策連絡会などを開催し、保険者や労働局など関係機関と連携し、啓発チラシを配布するなど、生活習慣病予防の啓発にも取り組んでおります。

課題といたしましては、男女間の暴力の根絶では、DVや児童虐待に対する正しい理解を促進し、特に若年層に対するDV予防教育を強化、充実する必要があるとございます。また、DV被害者や同居人の生活に密着している市町村の相談体制の強化に向けて、県は市町村に助言やスーパーバイズを行うとともに、役割分担し支援を行ってまいります。

17ページをお願いいたします。生涯を通じた男女の健康づくりの推進では、女性の産後鬱など、メンタル面での支援を必要とする妊婦が増えてきており、関係機関の連携による早期からの支援が求められております。

今後の方向性として、引き続きあらゆる暴力の根絶に向けて取組を進め、特に若年層への教育や暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発の充実を図ってまいります。また、今般のコロナ禍の影響により家庭内暴力の増加や深刻化なども懸念されることから、相談体制の充実を図ってまいります。

続きまして、資料4-1、資料4-2をお願いいたします。ここからは、国の第5次男女共同参画基本計画について説明をさせていただきます。

政府は、2021年度から5年間の次期の男女共同参画基本計画を年内につくる予定としておりまして、専門の調査官や計画策定前の基本的な考え方（素案）の取りまとめをし、9月7日からパブリックコメントが行われておりました。その後、10月8日の専門調査会において、基本的な考え方（案）、これ本日お配りした資料ですけれども、こちらの資料が示され、議論を踏まえた修正については会長に一任されたところでございます。

案の中では、男女共同参画の内容が幅広く網羅されておりますが、政治や企業などでの指導的地位への女性の参画拡大をはじめ、雇用、科学技術や学術、地域や防災などの領域での女性を取り巻く環境の整備、女性に対するあらゆる暴力の根絶、女性の健康支援、教育やメディアを通じた男女双方の意識改革など、個別政策は11の分野に分けて計画が立てられております。

大きな政策の柱といたしましては、第4次の計画と同じく、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備の3つに大別されております。また、報道などでも取り上げられましたが、第1分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大では、2020年までに指導的地位における女性の割合を30%とするとした当初の政策の目標達成の断念をいたしまして、新たな目標時期を2020年代の可能な限り早期とする方針が示されております。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響と変化を踏まえながら、施策を進めていくとされております。今後、男女共同参画会議から政府への答申を経て、年内を目途に閣議決定がされる予定となっております。

資料が戻りますけれども、資料3-1をお願いいたします。島根県の次期計画の今後の予定について御説明をさせていただきます。今後の審議会の開催予定といたしましては、来年2月、施策体系を含めました骨子案を、令和3年7月に素案を御審議いただきたいと考えております。その後、男女共同参画社会形成会議や市町村とのワーキングなどを経ま

して、12月にはパブリックコメントを実施したいと考えております。令和4年2月に審議会を開催し、答申案を御審議いただいた後、3月に知事への答申を行っていただく予定としております。その後、内部決定を経まして、正式決定後、4月から施行したいと考えております。新型コロナウイルス感染症の拡大状況なども踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、長期にわたりますけれども、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの説明を受け、何か御意見、御質問などございますでしょうか。

岩根委員様、お願いします。

○岩根委員

第3次の計画ということで、令和2年10月時点という御報告がございまして、なかなか思うように進んでいないところもあったり、これは人と人なので、どうしても理解を得ていくというところは難しいところがあると思います。

この中で、先ほど資料を見させていただいて、私は家庭教育の支援の部分はどうなのかなというふうに思ってまして、大人のいろいろセミナーがあったりとか、お父さんが家事を賄うとか育児に関わるとか、そういう啓発的なものはあるんですけど、何か私は、小さい頃から家庭の中でやっぱり子どもとしての役割があるんじゃないかなと思ってまして、そういう部分を今までちょっと軽視しながら来た部分があって、いきなり大人になって男女共同参画でと言われましても、仕事を持ったり、いや、そんなことはなかなか難しいでみたいな話があって、であるならば、もっと小さいときから家庭のお手伝いをさせるとか、何か子どもたちに役割を持たせる、そういう家庭教育支援みたいなものも必要ではないかなとちょっと思ったんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○河野会長

ありがとうございます。

担当課のほうからお願いします。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。家庭教育というか、家庭の中でのやはり役割を子どもも感じていくことっていうのは非常に大事なことだと考えております。大人の背中を見て育つではないですけども、お父さんお母さんの役割分担も含めまして、やはり子どもも家庭の中で役割を持つ、その大切さというのは、そういう意義というのは非常に深いかと思っておりますので、子どもの頃からのやはり男女共同参画の意識づけというのが非常に大事だと思っております。学校に行けば学校の、先ほどちょっと御説明もいたしましたけれども、教科指導の中で、家庭科や道徳や社会の中で、教育の分野でもやっていきますし、また、大人のほうも背中を見せるじゃないですけども、やはり家庭の中で男女の固定的性別役割分担とか、そういったものを子どもにどういった形で教えていくのかというのは、まさに大人が問われているところだと思いますので、またその辺のところも考えながら、次の政策にも反映させていきたいと考えております。

○岩根委員

ありがとうございます。私たちの時代は、男は厨房に入るなみたいなところでずっと来てたので、結局、何も知らないんですよ。家事の大変さとか、親を見て子どもとして何とかしようとか、そういうことすらも出てこないし、結局、お茶碗洗う一つにしてもやったことないから、それはもうしなくても、自分の役割ではないというようなことでずっと成長して大人になっていくのであれば、とても、何とかしようとかいう気持ちの啓発を、じゃあどこでやっていくのかというのがすごく大事な部分かなと思うんですよ。だから、それは小さい頃から当たり前のように何か経験を積んでいくみたいなのところも少し大事かなというふうに思いましたので、すみません、提起させていただきました。

○河野会長

ありがとうございます。ほかに御意見などございますでしょうか。ぜひ、皆様。

はい、お願いします。

○安部委員

失礼いたします。先ほどの資料3-2のところの4ページのところ、アンケートの結果があって、家庭の中の担当というところで、先ほどは1から3のところ、女性がすることが多いというのがあったのですが、私は、もう一つの視点は、下のところに地域活動への参加っていうことで、ここは逆に旦那さんがとか、されることが多いというところで、やはり地元の自治会の役員は全て男性、私の自治会ですね。女性の何か役員職の枠は一つもありません。実態としてあるのは、保健推進員とか交通安全の担当というようなことで、実際の会に出ることはほとんどありません。ですので、そういったやっぱり自治会とか、PTAは結構出られると思うんですけど、自治会活動に少し女性の役員枠をどこか設けていけば少しずつ地域への認識も深まって、女性議員の増加とか、そういったところへの将来的にはつながっていくんじゃないかなというふうにちょっと思っておりますので、そういった視点もぜひ御検討いただきたいなと思います。

○河野会長

ありがとうございます。この点に関しまして、いかがでしょうか。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。資料の3-2の3ページですね、アンケート調査を載せておりますけれども、確かに安部委員おっしゃっていただいたように、7番の地域活動の中でというところで、ここら辺が自治会活動の中での女性と男性の優遇のところ、35.2%ということで非常に低い数値が出ております。また、固定的役割分担意識というところで、確かにおっしゃられるように自治会には非常に男性の役職が固定化されているという状況もあります。これは同じように政治分野につきましても同じですけども、男性がやや優位というか、そういったところの分野になっているかと思います。積極的に女性が参画していただくという気持ちになっていただくようにするとともに、やはり社会全体がそういった意識改革が必要となっているかと思います。またその辺の視点も合わせまして、次の政策につなげていきたいと考えております。ありがとうございます。

○河野会長

ありがとうございました。ほかに御意見などございますでしょうか。

小田川委員様、お願いします。

○小田川委員

資料3-2の取組の課題と今後の方向性のところ、各項目に、職場であったり経営者であったりというところの意識改革が不十分であったり、周知が行き届いてないというところが何か所かに書かれておるんですけど、永遠の課題かもしれませんが、この対策を講じれば必ず変わるんだというような、具体的な対策がありましたらお聞かせを願いたいと思います。やってみたい対策でもいいんですが。

○小山女性活躍推進課長

今、県のほうもイクボスの取組というのを進めておりまして、経営者として、管理職として、企業の生産性も上がるし、従業員の生活とのワーク・ライフ・バランスも保ちながら企業の成果も達成する、そういったイクボスのやはり思想を普及させようということで、まず、今年2月に島根県庁内も知事のほうでイクボス宣言を行いまして、現在、幹部職員、それから所属長に向けて、これからイクボス宣言をしていく予定ですがけれども、やはり企業も従業員も共に幸せになるんだということで、男性も女性も家庭と生活の調和を取りながら、企業自体も成果を上げていく、そうした意識を浸透させつつ、また、そうしたイクボスのネットワーク化も今視野に入れておりまして、そうしたところで、経営者に向けて意識を高めていただきながら取組を進めていきたいと考えております。

○河野会長

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。
米倉委員、お願いします。

○米倉委員

すみません、育児休業制度を利用した人の割合ってところが平成26年度で34%ってあるんですけど、これって、女性、男性合わせてってということですよ。合わせてですよ、ですよ。特に男性の育児休業制度って、取ってる人って本当に少ないんだろうなと思うんですね。さっき岩根委員さんもおっしゃられたんですけど、やはりお父さんもやってる姿を見てほしいなって、母としてもやっぱり思うので、ぜひ取ってもらいたいなと思うんですけど、正直、うちの夫に取ってくれって言ったときも、公務員なんですけど、それでもすごく取りにくい環境だったっていう話で、取りそうなキャラクターの夫なんですけど、取らなかったんですよ。

何かやはり仕事がほかの人が増えてしまうっていうので取りにくいし、イクメン、イクボスキャンペーン、このプリントもすごく面白くていいなと思って、すごい普及してほしいなと思うんですけど、何か例えばどっかの企業じゃなくても、公務員さんでも、モデルケースみたいなので始めることってできたらいいんじゃないのかな。何か強制的にとかいうのもちらっと聞こえたりしたこともあるんですけど、そういうのの前に、何か1人、2人からでも、この人、じゃあ今度、奥さん妊娠してはって生まれるし、モデルケースで育児取ってもらおうかみたいなのをちょっとやってみたりするのはどうかなと思ったりしました。以上です。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。女性の育児休業ですね、80%ぐらい近く来ておりまして、ただ、男性の育児休業の取得率はやはり1%台、10%を切っておるところです。合わせるとこの数値になりますけれども、やはり男性の育児休業取得というところが女性のワンオ

育児にならなくて、産後鬱とかにもつながると思いますので、やはり男性が育児休業を取っていただくだけではなくて、休むだけではなくて、そこで何ができるかだと思いますので、また、その技術的、先ほどおっしゃられたように、休んでも何をしたいのか分からないでは休まれただけで、ただちょっと目障りなだけということもいろいろあるかと思っておりますので、やはりそこで休んで何をやるかということが課題だと思っております。そここのところにつきましては、来年度に向けて、今うちのほうも男性の家事・育児参画のところに力を入れていくべきではないかということを考えておりますので、また効果的な施策を御意見をいただきながら考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○河野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

渋川委員様、お願いします。

○渋川委員

いくつかあるんですけども、先ほどの育休のことでちょっと一言、思ったので。今、育休は、現場ではお母さんたちが4月のほうが入りやすいのでということで、フルで取らない方が増えているように感じます。それで、やっぱり保育所の問題が一番、SNSとかでいろんな情報が入るので、計画する人はもう出産時期まで計画されたりされるんですね。ちょっとそれも悲しいなと思って見たりするんです。

先ほどからお父さんの育休中に何をしたいか分からないという話もありますが、実は、うちでもお母さんたちに、コロナなのでお父さんに話すことが今できないんですけども、生まれる前に夫婦でどういう役割をするかという相談をしましょうねっていうことも言っています。一番いいのは本当は結婚する前だと思うんですけども、子どもが生まれるまでの期間に夫婦で家族会議を持ってくださいみたいになっています。そういう取組を、もしかしたら、学生の中に結婚したらこういうことがあるんだよみたいなことを知識として入れてあげると、男女共同参画ということで結婚について考える一つの何か知識として持ってもらえていいのかなと思ったりしています。

今、子育て中の方を見る機会が少ないんですね、若い人たちに。だから、現場でも指導がすごく大変です。今、入院期間が私たちが出産した頃よりも短くなっていますが、もうここ10年くらい前から、その短くなった期間で指導して帰してあげると難しいです。本当に難しいです。だから、産後健診って行って出産後2週間の健診までされるようになったんですけども、高齢出産も増えていますし、手伝ってくださる方の支援が受けられない御夫婦も増えてきていますので、そういう中で、頑張ってる子育てしている方を応援したいんですけど、産後鬱の問題もあるし、ああやって、やっぱり何を望んでおられるかっていうことを現場というか、当事者に調査をされて、政策に生かしてほしいなってすごく思います。

一つは、育休中のお母さんに、保育園によって違うかもしれないんですけども、4時にお迎えに来てくださいって言われて、4時以降だとお金がかかる。経産婦さんほどやっぱり子どもにかかる時間がすごく多いので、1人目だったらまだいいんですけど、保育園に行っている子と赤ちゃんを見るっていうのがすごく大変だと思うので、その辺どうなってるのかなって思ってみたり、あと、預ければいい話ではなくて、子どもの目線で見ると、子どもも保育園とかですごく気を遣っています。お母さんもフルタイムで働いて疲れて帰ってきています。お父さんだってそうなんです。そういう家庭に疲れた人たちが集まって、

どうなってるのって思いませんか。経験してる方もいっぱいいると思いますけど、やっぱり余裕っていうのはないんですね。それはどこに行くかっていうと子どもなんです。お父さんも怒る、お母さんも怒るっていう状況になると、本当子どもが、どういうんですかね、だんだん何かお母さんお父さんの叱られないようにみたいな生き方をしていかなきゃいけないのかなって、ちょっと寂しい気はするんですけども、その支援が、第三者でもいいので、シッターさんでもいいし、先輩ママさんが応援でもいいし、何かそういうシステムを地域でつくって、母子包括ケアみたいなもんですけど、そういうシステムがあると、困ったときに相談するとか、お母さんもその人に話すとかほっとできて、それで子どもに向き合えるとか、そういうふうなシステムが地域地域でできるといいなって、そういうふうに思っています。

何かお父さん、イクメンもいいんですけども、お父さんも確かに慣れていないし、疲れてるし、夫婦げんかの元にもなったりするし、だから、早めにそういう相談をしてほしいことと、それと、助っ人が欲しいなというふうに思っているところです。

もう一つは、女性の健康についてなんですけれども、ちょっと私、思春期学会というのに入っていて、この間、ウェブ学会があって、いいビデオを見たんですけども、女性っていうのは、思春期に生理が来ると出産まで毎月ちょっと決まり切った生理が来るんですけど、そのときにやっぱりストレスがかかりますよね。月経困難症とかある人もいます。それがやっぱりないと少し楽ちんどんじじゃないけど、人生変わってたかもしれないねっていうことも、ビデオでちょっとつくってる先生がいらしてて、そういうのを研修で受けてほしいなと思っています。最近は医学も進んでいて、アスリートなんかも、定量ピルなんですけど、そういうのを見て月経のコントロールしたりしていますよね。そういう知識をぜひ親も子も知ってほしいなと思っていますので、そういう計画も立ててほしいなと思っています。

それと、産後鬱については増えてはいますけれども、今、産後に限らず鬱になっている人が増えてるなって気はします。一つは栄養があるように、最近情報が流れてきていますので、そういうところも何か講演会とかしていただくといいなと思っています。女性は特にダイエットとかしますので、栄養がバランス崩れていたりしていますので、ちょっとその辺も視点を持っていただくといいなと思います。

ちょっとたくさん言いましたけど、お願いします。

○河野会長

ありがとうございました。

よろしくお願いします。

○小山女性活躍推進課長

いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、ちょっと女性活躍推進課の施策のことで言わせていただきますと、先ほどの男性の家事・育児参画みたいなどころとか、家事手帳、育児手帳というものを今年度作る予定にしておりまして、それはやっぱり結婚するときに話し合っていていただく、赤ちゃんが生まれる前に話し合っていていただく、そういった一つのきっかけづくりをするために、家事・育児手帳をこれから、今ちょうど業者にプロポーザルをかけてるところなんですけれども、そういった材料を、資料を作って市町村にも配布したいと思いますし、来年度に向けては、ちょっとそれを使って何かできないかな。例えば地域包括センターのほうでセミナーを試してみるとか、いろいろ取組を展開させていきたいと考えております。

それから、保育所の問題であったり、いろいろと皆さんストレスを抱えながら、大人も子どももストレスを抱えながら夕方帰るということで、やはりワーク・ライフ・バランスの家庭との調和というのを一番いい状態で、仕事は幾らかストレスはあるとは思いますが、長時間労働になったり。やはり大人が仕事で負荷がかかってくると、そのしわ寄せが子どもにいてしまうということもあると思いますし、時間が長時間になるので家庭に帰ってからの時間が短くなりますので、お母さんも早くしないとということでもいらしたりすること、私も経験上、非常によく分かるんですけども、そのところがワーク・ライフ・バランスの推進というのはやはり基礎として大事なことだと思います。

また、健康づくりとか子育て支援策につきましては、当課のほうで直接事業はやっておりませんが、全庁横断的に今、女性活躍推進課ということで、政策企画局の中に今年4月から組織が立ち上がりまして、健康福祉部や商工労働部などと連携して事業を行っていく予定としておりますので、また健康福祉部のほうにも意見のほうを持ち帰りまして、今後、考え方も含めて調整させていただこうと思っておりますので、ありがとうございます。

○河野会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

すみません、私からも1つよろしいですか。ちょっと第3次とは離れるかもしれませんが、やはりコロナ感染症下で女性が子どもを見なくちゃいけなかったりとか、経済状況が悪化して、非常勤であるとか、飲食の人たちが離職っていうのが増えてると思うんですけども、やはり特にひとり親などの女性の就業がどうなったかなって、すごく気になっておまして、多分この3次の計画の結果のときには反映されてないと思うんですけど、そちらのほうで何か把握しておられる情報とかありましたら教えていただきたいのと、こういうふうに変ったときに、どういうふうに県としてやっていただけるのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

○小山女性活躍推進課長

今日、労働局さんも来ておられますので、私たちよりもさらに詳しく分析をされてると思いますけれども、やはり雇用情勢のほう、コロナ発生以降、やはり求人情報、有効求人倍率も下がり続けておりますし、雇用情勢のほうは悪化してると思います。全国的な新聞情報でもありましたとおり、やはりサービス業等、飲食店など、女性の就業が多い業種については雇用情勢も悪化してるということもありますし、先ほど河野委員からいただきましたように、ひとり親のところは政府のほうも課題意識を持っておまして、また次の来年度に向けましては、ひとり親の養育費の問題とか、そういったところも重点的に法的に制度をつくっていかうということも考えておられるようです。非正規、正規の問題につきましては、コロナで顕在化された部分もございますけれども、やはり日頃からの非正規の問題というのは女性の就業形態としてある問題だと考えておりますので、その辺も含めまして、県としては何ができるのか。

現在は、県のほうでは、ハローワークではなくて、県独自のレディース仕事センターということで、お仕事を紹介する、寄り添い型で、伴走型で、就職紹介をするレディース仕事センターというのを西部と東部に設けておりますが、そのところの支援をより手厚く、個人のキャリアや、そうした希望、就業形態などの希望に沿えるような形で、就業の相談に乗るとかそういったことをしながら、引き続き女性の就業のところとか雇用情勢のところを注視しながら、施策を進めてまいりたいと考えております。

○河野会長

ありがとうございました。ほかに委員の皆様いかがでしょうか。
米倉委員、お願いします。

○米倉委員

すいません、私の関心があるところなんですけれども、女性活躍推進に取り組むってところで、選択的夫婦別姓について私ちょっと関心があるんですけども、男女共同参画の中にあまり載ってないのかなと思ひまして、選択的夫婦別姓についてできれば私は実現してほしいなと思ってるんですけど、それがここでどうこうというよりも、旧姓使用で働くってところまででも、割と企業の中では旧姓使用ちょっと難しいよって言われているところとかもあると思うんです。

公務員とかだったら旧姓使用届、1枚である程度は可能かもしれないんですけども、やはり女性が活躍していくってところで、やはり旧姓が使えなくなってしまうと、これまでの業績が認識されなくなるとかいう、そういう不具合とかもあったりすると思うので、もし可能ならばそういう企業さんとかでも、そういう夫婦別姓、前向きになってもらえたり旧姓使用のところでもなるべく使ってもらえるような、そういう取組とかがあったらいいんじゃないのかなと思ったりしました。

島根県でウェブで検索すると平成22年の県議会のところで、夫婦別姓反対ですみたいなのところばあーんって一番最初に出てきたりして、何かがっかりしたりしたんですけど、何か、第5次のところでも橋本女性活躍担当大臣さんとか割と前向きなこと言ってくれたりするんで、何かその辺のところとかもどうなのかなと思ったりしました。以上です。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。確かに重要な視点だと思いますし、橋本大臣も言っておられましたので、また国の計画に連動する形で県の政策も考えてまいりたいと思いますので、ありがとうございます。

○河野会長

ほかにいかがでしょうか。
はい、お願いします。

○石田委員

益田市でも市民に対する意識調査というのを実施しました。この中でいろいろな意見があったんですけども、意識の何ていうか変化があったんですけども、私が思ったのが先ほどちょっと言われた質問なんですけど、コロナ禍において最も影響を受けやすいのが、ひとり親だそうです。だそうですという意識調査ではそのようなことが出ました。それに対する支援をどうするかということで、今、話し合ってる最中なんです。そういうところの部分、次期計画においてですね。

それから、もう一つが無意識に性別の役割分担が身にしみていく、そういうところをどうして解決していけばいいのかっていう課題を持って、現在、益田市でも計画の改定というか策定を行っているところです。そういうことがもしありましたら助言をいただきたいと思ひます。お願いいたします。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。ひとり親の支援のところにつきましては、健康福祉部のほうで

担当しておりますが。

○半場女性活躍推進統括監

健康福祉部のほうも担当しておりますので、ちょっと分かるところだけですがお答えしたいと思います。

ひとり親支援のところ、今まさにコロナ禍の中で一番厳しい目に合ってるんじゃないかということをおっしゃいました。特に、正規雇用でない方については非常にこの間休業という形を取っておられたりすると、それがダイレクトに収入つながってしまう、減収につながってしまうということで、非常に苦しい思いをしておられると思います。

ただ、雇用調整助成金等の活用があれば、籍を置きながら取りあえず生活はしていていると。ただ、社会とのつながりが、要するに自分の居場所が企業の中に日頃の関係というのがないことから、子育てに対する誰に相談すればいいのかというあたりも、例えば同僚に相談していたりした方っていうのは、なかなか会う機会がなくなってしまうというように、今回のコロナ禍の中で子どもの教育のことであるとか、自分の生き方や収入のことであるとか、そういったところに非常に不安を持たれていたと思います。そういうところに対して、やはり相談できる機関というのが、それも行って話すのではなくて、今でいえばツイッターであるとか、パソコン使ってであるとか、そういった直接会わないでも相談できる仕組みというのが必要になってくるかなと思っております。

また、それだけではなくて日常の食生活の上で、今回、県内でいろんな地域でおそらくフードバンクさんが動かれたりして、そういう世帯に食糧が届けられたというようなところも聞いております。やはりそういう手を挙げられたひとり親の世帯も非常に多かったというふうに聞いてますので、そういったところのつながりを持っていく。どこかに社会とか地域とのつながりをずっと続けていく方法というの、一つ方法ではなかったかなと思っております。

あとは、実際にまた就業に戻れるまでの間、誰がどうやって支えるかっていうところがあるんですが、そういったところでも各市町村にもひとり親の相談支援の窓口がございますので、県としてもそういうところに働きかける等していきたいと思っております。

あともう一つ、無意識のところがあったんですが、無意識に性別役割分担をしてしまっているところに対して、どういうふうに何か打開策がないかということなんですが、実際に育休を取ったときに男性が休みを取っただけでは駄目で、じゃあ具体的に何をすればいいのかっていうのが分からないと何もできない。終わって見たら休んだだけだったみたいになってしまっただけじゃないんですが、それと同じように実際に行動してみないと分からないと思いますので、やっぱり女性がやることを男性もやって、男性がやることも女性がやってみて何ができて何ができないのか、単にやってないだけだったんじゃないかという、その辺りそこですね。

それに、さっき言われたんですが、家事もやってみないとその大変さって分からないと。当たり前だと思ってるというところがあるんですが、逆に仕事に出れば仕事の中でのつらさっていうのは、男性も女性も経験してみないと分からないというところがありますので、やっぱり夫婦でしっかり話をするとか、今日仕事でこんなことがあったとか、家ではこんなことがあったよというような、コミュニケーションをしっかり取るということも必要だかなと思っておりますので、今年作る家事手帳、育児手帳、ぜひ十分に活用していただけるような取組にしていきたいと思っておりますし、ぜひ、来年は男性が子どもさんと一緒に、さっき子どもさんのときからの経験も必要だと言ってたんですが、子どもさんと一緒に家事に参加できるような、そういった取組ができればなというふうに考えておりますので、ぜひ、

そのときは皆さんも御協力をいただけたらと思います。

○河野会長

ありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。まだ時間たっぷりありますので。

よろしく申し上げます。

○水谷委員

失礼します、出雲北陵の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つは、質問ってわけじゃないんですけど、資料のちょっと訂正になるかなと思うんですが、3-2の2ページのところの上から7行目でしょうか、アンケートの回収数のところで、経営者向けが364、男性社員332、次、女性社員様ですかね。女性謝金と書いてあったので、多分これ女性社員の方が401人の回答かなと思うんですけども、どうもアンケートに回答されるのも女性の割合が高いようでございまして、経営者さんにしても従業員さんにしても、女性のほうが回収率高いようで、男性何とか頑張らないけんなどと思って見とりました。

すいません、先ほど岩根委員さんのほうからも話があった、子どもたちに対する指導といますか勉強といますか、私ども中高の生徒を預かっておりますし、今まだそんなには私関わってないんですけども、こども園をちょっと経営しておりますし、ゼロ歳から5歳までの子どもたちもいるんですけども、当然、小さい子どもたちはあんまり意識が逆にいい意味でないので、男女ってこともなくて非常に仲よくやってるんじゃないかと思うんですが、世間様との関わりがどんどん出てくるに従いまして、無意識の差別といますか、思い込みといますか、どうしてもそういうものが出てきてるような気がします。

ただ、幸いにアンケート見させてもらいましたら、男女の差こそあれ、10代、20代のところを見ますと、少しずつ意識改革も進んできてるんじゃないかなというデータが見れて、うれしく思いました。どこもいろいろとお忙しいとは思いますが、難儀も抱えておられると思うんですが、小学校、中学校、高校教育もいろんなテーマが求められておまして、盛んに今、人権教育ですとかジェンダーフリーのこととか、男女共同参画、それから学校ですので、デートDVなんかをうちでもやったことがあるんですけども、時間を見つけては、少しずつ意識改革をしようということで取り組んでまいっております。

その中で1つ気になると思いますか、こういったことがもうちょっと進むといいかなと思っておりますのは、資料の中にもありましたけれども、親学プログラムというのがございまして、皆様の資料ですと3-3の2ページになるんでしょうか。教育庁さんの社会教育様が主体となっていていろいろやっておられるようで、ありがたいなと思ってるんですけども、この中でどうも県内において研修会は167回あって、実に4,909名の方が参加されたということで、これは保護者の方だけでなく、子どもさんも一緒に参加されたプログラムたくさんあったんじゃないかなと思うんですけども、非常にいいことだなというふうに感心したことと、1つ質問でその下にファシリテーターが745名養成ということはあるんですけども、これはやっぱり一般の方が非常に多いのか、それとも例えば公民館の職員さんとか県でそういったことに関わっておられる方が結構多いのか、まず、ちょっとそれを教えていただくと喜ぶんですが。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。先生の言葉、非常に重く受け止めて、ありがとうございます。

す。子どもさんのところの非常に教育というのは大事だと思っております。

先ほどの親学プログラムのところにつきましては、ちょっと教育庁のほうが本日来ておりますが、答えられますかね。

○教育庁総務課 教育委員会の総務課の横田でございます。

親学プログラムについて御意見いただきましてありがとうございます。この人数ですけども、まず親学プログラムが平成22年度から開始しております、それからの人数総計になっております、主に、幼稚園の先生だったり小学校の先生、こども園の先生といったやっぱり幼児教育あたりで関わってくださっている先生方が中心となっております。一般の方については、ちょっと手元に詳細な数字がございませんけども、まだまだ人数にしては少ない人数だというふうに認識しております。

○水谷委員

どうもありがとうございました。学校さんによっては、特に私立学校は独自にファシリテーターを養成しているようなところもありますので、どうかなのと思ったんですけども、もし一般の方にこういった方が増えて、もっと大人の方が職場で勉強されるのもいいとは思いますが、子と一緒に参加していろんな職業の人があるところに集まって、こういったプログラムをするっていうのは刺激があって、もうちょっと親という意識が高まるんじゃないかなという気がしておりますので、もし試みとしていただければ、一つヒントになるんじゃないかなというふうに思っております。これが1件。

もう1件ですが、DV関係のことでちょっと御質問なんですけれども、相談支援センターの認知がなかなか進んでないっていうデータも出ておりますけれど、これはどんなふうに分析しておられるか聞いてもいいでしょうか。なかなか認知が進まないのは。

○小山女性活躍推進課長

それでは、健康福祉部の青少年家庭課のほうからお答えいたします。

○青少年家庭課

青少年家庭課、椿と申します。DV担当しております。よろしくお願いいたします。

配偶者暴力相談支援センターっていうのは、島根県でいうと島根県女性相談センター、松江市にあります。それと大田市のほうに同西部分室というのがありますけれども、DVというのが平成13年にDV防止法という法律ができてから、県のほうでも配偶者暴力相談支援センターということで、DVの被害者の方の支援をするというところで取組は進めております。

先ほどの取組の中でも御紹介いただいたんですけども、いろいろな公共施設のトイレだったりそういったところがありますよということは周知はしておったりとか、いろいろところの研修であったり会議であったり、あるいは地域のほうからお声がけいただいたところへ出向きまして、こういったところで相談できる場所はありますというふうには、今までもずっと取り組んではきているんですけども、その施設と配偶者暴力相談支援センターっていうところの、何かちょっとなじみにくいというか、なかなか伝わりにくい。ほかにもいろいろな相談機関はあるとは思いますが、そこでそういった相談ができるということは何となく分かっていらっしやっても、やっぱりそういった言葉の認知っていうのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

ただ、DVそのものの認知っていうのは、5年に1回こういった調査をしていただいて

いる中で、おおよそ9割を超えているようなところになってきていて、社会的にはDVっていうことはかなり認知が進んでいるところがあります。ただ、DVってというのが本質的にどういったことなのかってところが、まだまだってところがあります。

この男女共同参画の中に、こういった女性に対する暴力であったりだとか位置づけられている意味というのが、やっぱり根底に男性と女性のそういった役割の意識というところもあるんだよってところも含めまして、そこも盛り込みながら今後も引き続き取り組んでいって、そういったセンターで相談ができるんだと。配偶者からの被害者の人はそういったところできちっと支援が受けられるんだというところを、これからもうちょっと頑張っって進めていきたいなというふうに、今年ちょっと計画を改定する予定があります。そういったところも含めながら、施策を少し展開を広めていきたいなというふうに思っているところです。以上です。

○水谷委員

どうもありがとうございました。

最後にもう一つ、長くて申し訳ございません。今のDV関係の御相談とか認知状況ってというのは少し資料には書いてあったのですが、どちらかというとな暴力的な虐待といいますが被害が多いかなと当然思うのですが、DV被害っていいますとこれ以外にも、暴力以外にもいろんな被害があって、例えば生活費を渡さないとかいろんなパターンのDVと言われるものがあるんじゃないかと思うのですが、そういった被害状況自体は、島根県は今、やっぱり暴力のほうが圧倒的に多くて、その他の虐待的なことは少ないという認識でよろしいでしょうか。

○青少年家庭課

すいません、ありがとうございます。実はいわゆる、今おっしゃったような分かりやすいというか、体に傷を負ったりだとかそういった暴力もあるのですが、実はそれと複合的に精神的なものであったり、今おっしゃったような生活費を渡さないであったりだとか、社会に参画すること、いろいろな働きに行くだとか付き合いをするだとかそういったことを制限されるとか、そういった実は被害もたくさん実は絡み合っって起こっているというのが実態でして、島根県の場合も、まあ全国的に見てもそうなのですが、島根県の場合もそういうところがあります。

いわゆる、モラルハラスメントというふうに思われるようなところも、実はDVなのだよってところをそこも含めて、今後の県民一人一人の方に理解していただくような普及啓発のやり方っていうのを、今年度の改定計画の中では少し拡充をして盛り込んでいきたいなというふうに思っています。

○水谷委員

ありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞお願いします。

○手石方委員

すいません、先ほどからのDVのことでちょっとお話というか意見なのですが、資料3-2の課題、重点目標、男女間におけるあらゆる暴力の根絶というところで、加害

者対策としてのカウンセリング等を推進するなどというふうには書いてあるのですが、何かこの加害者対策というのを具体的にどういうものをされていたのでしょうか。

○青少年家庭課

こちらのほうは、県のほうの施策として、県の健康福祉部というよりは、警視庁、警察本部のほうで、DVの相談をされた被害者の方の配偶者の方、いわゆる加害者の方ですね、こういった方にいろいろ面接をされたりとかお話を聞かれるときに、その方がどういった意識でおられるかみたいなどころをお話を聞いた上で、ちょっとでも改善をしていきたいというふうな気持ちを持っていただくということで、臨床心理士さんに加害者の方のお気持ちも聞いてもらうといったような取組です。

ただ、ちょっと加害者の更生プログラムといったようなものまでは、まだ県のほうでは実施できてないですし、この先もすぐすぐにそういうことができるのはなかなか難しいかなというふうに思っています。国のほうが、今まさにその加害者更生プログラムを地域でどういうふうに広げていけるかみたいな調査、研究をこぞずっと重ねてきておられるところなので、そちらのほうの調査の進み具合も注視しながら、島根県としてどういったことができるのかっていうところを、今後、県警本部さん等とも意見交換したり、今まさにDVの策定委員会もやっておりますので、いろいろな委員さんの御意見もいただきながら、まずこの先のところではできることはどういったことかというところを少し研究していくというふうな段階かなというふうに今思っています。

○手石方委員

ありがとうございます。当然、DVにあった被害者の方の生命、身体の安全を図るのが必ず一番大事なところなんですけれども、私も弁護士として加害者とされる方たちと関わることがあって、その方たちやってること自体はすごく悪いことだし、本人もそれは分かっているんだけど、それを止められないっていうようなところがどうしてもあるようで、なかなか私たちも任務が終わってしまうと継続的に関わりを持って専門的に何かできるということが難しいっていうのもありますので、そういう更生プログラムのようなものに関しては、ぜひ、積極的に取り組んでいただけたらなと思っております。

○河野会長

ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。

それでは、意見たくさん頂戴いたしまして、ありがとうございます。

それでは、最後に議題5の島根県DV対策基本計画（第4次改定）の策定について、事務局から説明をお願いします。事務局説明後に、委員からの御意見を伺う時間を設けたいと思います。よろしくお願いします。

3. (5) 島根県DV対策基本計画（第4次改定）の策定について

○青少年家庭課

すいません、引き続き青少年家庭課、椿です。

そうしましたら、資料5のほうを1枚紙ですけれども御覧ください。島根県DV対策基本計画というのが、今回、第4次改定を迎える時期となりました。この基本計画というのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3の規定によってつくられている、策定しているようなものです。

今回、第3次計画が今年度で終わるところでして、そちらのほうの総括であった

り国の情勢、法律の改正の状況、あるいは島根創生計画と今回の男女共同参画計画等々との整合性を図りながら、向こう5年間、令和3年度から令和7年度の5年間の計画の策定を今、その計画策定に向けてちょうど準備を進めているところです。

先ほど来、DVのセンターの認知度はどうかとか、いろいろ御意見はあったんですけども、そういったところも今までも十分にある程度取り組んでは来ていたんですけども、さらに工夫をしたりしながら、もっとそういったところを知っていただいたり、あるいは県民一人一人の方が、本当にDVについて、真に理解できるというふうな何か計画としての働きかけができないかなというところで策定を考えているところです。

こちらに上げております3番目の基本理念というところ、これを3つ掲げております。今回の基本理念というのは、まず1番目が配偶者からの暴力を生まない社会ということです。これはDVは法律のほうにも書かれていることではあるんですけども、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということ。また、子どもさんがいる家庭の中で両親がDV関係にあるということは、これはDVは子どもに対する心理的虐待に当たる、そういったことも皆さんなかなか御存じではない方もおられるのではないかと思います。そういったようなこと、あるいはDVを生み出す背景に男女の固定的な役割の分担の意識がある。そういったようなことをきちっと理解していただくためには、ある一定の方に向けての教育であったり普及啓発であったりということだけでは、ちょっと足りないかなというところで、今回の計画では学校はもちろんですけども、職場、あるいは地域、そういったあらゆる場面において、県民の皆様へ予防の教育であったり普及の啓発を実施していくということで、このためにそうした意識をやはり形成するためには、幼い頃からの各ステージに応じたような形で継続的に啓発であったり普及啓発を推進していくということで、幼いときから暴力のない環境で育つ、そういった中でDVの被害者も加害者もつくりたくない、そういったような強い信念を持って主体的にDV根絶に取り組むということを基本理念の1番目に上げております。

それから、2番目の配偶者から暴力を受けた被害者の人権が尊重される社会というところですけども、これもDVというのは、加害者から被害者への重大な人権侵害であるということで、いろいろなところでそういったDVの関係にある中で、被害者の方の人権というのは守られていないというところあります。なかなか自ら相談もできなかつたりということがあると、DVが潜在化したり深刻化していったりするということもありますので、そういったようなことを防ぎ、被害を受けた後できるだけ早い段階から被害者の方に寄り添った適切な対応、支援を行っていく。そういった中で被害者の方ができるだけ早く自己肯定感であったり、自分で物事を決められる、意欲的に生活できるというふうなこと、そういったことを少し、被害者の方の人権をいろいろな場面で尊重しながら、私たちは寄り添った支援をしていくというところを2番目の基本理念に上げております。

それから、3番目のところでは、配偶者からの暴力を受けた被害者が安心安全な環境で自立（自律）を実現できる社会ということです。DVを受けられた方が自らの人権を回復して自分らしく生きていくということには、これは当然ながら暴力のない安心安全な生活環境の確保、これはもうもちろんなんですけれども、経済的なことであったり社会生活上の諸問題を解決する、そういうことだけではなくて、心身も回復させて自身がもともと持っているような力を生かすことができるような自立、あるいは（自律）。それから、いろいろな生活環境であったり精神的なところも含めて自立の実現をしていき、その人が自分が思い描くような生活が継続的に行える、暮らしていけるというふうなところを少し、そういった地域づくりをしていこうというところを基本理念に上げております。

4番目に計画の体系、上げております。今回の改定における主なポイントをこちらに4つ上げております。1つは地域や職場における予防教育・普及啓発の強化であったり充実に図っていく。

それから、2番目のところでは、被害者の方が信頼をして相談できる、安心して相談できるように各相談対応機関がきちっと組織を強化して、支援を充実していくというところ。

それから、3番目のところでは、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化というのを上げております。これは昨今のニュース等を皆さんも見て御存じかと思えますけれども、同じ家庭の中で児童虐待、あるいはDVが混在して起こっているということがよく見られます。令和元年度のところでは、こういったことを踏まえて児童虐待のほうの、子どもを守るという立場のほうからいろいろな法改正がされまして、その中の一つでDV防止法の改正も行われてます。もちろん、児童虐待防止法の中でも、先ほどの配偶者暴力相談支援センターとの連携を深めるというふうなようなことも書かれておりますし、DV防止法のほうにおきましても、児童相談所は連携する機関であるということを法文上、明文化したりしております。こういったようなところを含めまして、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化を図って、子どもも大人の女性も守っていく、DV被害者も子どもも守っていくというふうなところの取組を上げております。

それから、4番目におきましては、地域におけるサポート体制の構築・充実というところで、特に市町村の体制の強化というところを上げております。この計画体系に基づいて基本目標を以下、下のところに4つ上げております。配偶者からの暴力を生まない社会づくり、特に教育のほう、予防教育のほうに力を入れていくというところで、なかなかこういったきちとしたDVについてのお話を聞かれている人がまだまだ、そういったお話を聞かれている方が10.2%ぐらいにしか、前回の意識調査ではなかったもので、これを50%まで頑張ら上げていくというところ。

それから、DV被害者の権利擁護というところで、相談から安全の確保、そして自立までのところをきめ細かに支援をしていく、DV被害者の方のニーズに沿ったきめ細かな支援をしていくというところで、そのためにはまずDV被害者の方、御自身がきちっとそういった相談機関につながるができるというところで、DV被害者の方が相談される割合というところを、今、ちょっと島根県のほうでは数値、現状値つかんでおりませんので、全国レベルの調査で現状値47.1%というふうになっておりますので、これを参考にしながら5年後、60%まで目指していくということにしております。

そして、3番目のところで、DV被害者のくらしを支える地域づくりというところで、市町村においては様々な各種支援制度も持っていらっしゃるし、こういったところも十分に活用して、DV被害者の方の社会的、経済的、精神的な自立（自律）を促進していく、市町村を中心に横断的な、連携的な対応をしていただけるような体制を構築し、それを県のほうではサポートしていったり、助言をしていったりしながら包括的な、各地域において包括的であって、継続的な支援を展開できるようなところを目指していきたいというところ。現在のところ、一応、相談があった後、どの程度継続的に被害者の方に関わっていらっしゃるのかというところの市町村の数値をつかんでみましたところ、約3割ぐらいだったので、これをもうちょっと上げていく、50%までというふうにしております。

それから、4番目のところの基本目標で、関係機関との連携強化というところ上げております。これは、先ほどの計画体系③に関連するところですがけれども、1番は児童のそういった虐待の関係の情報であったり、あるいはDVの情報であったりをお互いの専門の相談機関が共有しあって、早期に対応し安全が図れるようにということで、その要となる機

関が要保護児童対策地域協議会というところが各市町村にございますので、そういったところとDV対応機関が連携強化をしていく、そういった協議会の中で個別のケース検討をしたりして、双方の視点を持って支援を考えていくというふうなことを目標に掲げております。

あと、民間団体さんのほうで、こういったDV被害者の方の支援に関わっていらっしゃる団体さんもいらっしゃいますので、そういった柔軟な発想であったり柔軟な支援策というところとも連携を図りながら、DV被害者の方にとってどういったことが一番その方の希望に沿った支援になるのかということを目指していけたらというふうに思っています。目標のところとしましては、そういった虐待とDVの連携というところで、そういったことの双方が緩和するようなケースについての事例検討、個別のケース検討の実施を、これをもう8割まで上げていく。くまなく情報共有し合うということを目指していきたいというふうに思っております。

現時点では、今、策定委員会のほう2回終わってまして、今、各市町村さんであったり関係機関の皆さんであったり、意見聴取を始めつつあるところです。11月の中旬のところで、再度書面のほうで各委員さんに、各意見を集約したような素案を再度見ていただきまして、12月のところでパブリックコメント、そして1月下旬に策定委員会を経まして、3月のところで計画の決定というところまでスケジュールを進めていきたいなというふうに思っております。私のほうからは以上です。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの説明を受けて、何か御意見、御質問などがございますでしょうか。はい。

○渋川委員

1つお尋ねですけど、市町村がDV被害に継続的に関わるというところで、どれくらいの率でそうなのか分からないんですけど、例えばシェルターを利用して他県とかに移動された場合どちらの市町村が、連携されるのかバトンタッチして、逆にこっちに来られたら、どこかが見守る体制があるのかどうか。このパーセントがどういう状況なのかなっていうのが少し思いましたのでお願いします。

○青少年家庭課

この59.1%、先ほど発言していただいたように、一旦シェルターなりで安全策をある程度確保した後に、地域での生活が始まるっていう場合の市町村への引継ぎであったりもありますし、例えばほかのところから市町村なりに、こういった方がおられますって相談レベルで相談を受けられて、御本人さんと初めて相談がつながったっていうときにどこまできちっと、当然、その後きちっとしたような生活、安心、御自身が描かれるような生活ができるまでは、本当に中長期的な関わりが必要になってくるんですけども、とてもそれを当事者の方で解決できるようなことはなかなか難しいので、そういったところで一番身近な、その方が生活していらっしゃる地域の市町村の、例えばいろいろな関わりがあると思います。

子どものことで、例えば学校であったりだとか保健師さんであったりだとか、あるいは市町村には、母子福祉自立支援員さんというひとり親の支援をされるようなところで、仕事の相談ができたりとかいろいろな生活のことについての相談ができたりだとか、あるい

は市町村にもDV相談の担当窓口がありますので、そういったところで相談に応じる人たちであったりだとか、そういったところが中心となりながら、当然、県のほうはDVの専門機関ですので、そういったところと連携をして、例えばこういったところでどういったふうな関わりであったり、助言、サポートしていったらいいんだろうかみたいところは一緒に考えたりしながらというところで、その地域地域で安心できるような体制をできるだけつくっていききたいなというふうに思っています。

○渋川委員

体制については分かったんですけど、この継続的に関わっている率のところ。

○青少年家庭課

そうですね。これは1回相談を受けられてからどこまで、相談を受けられてから現時点ですっとさらに関係が繋がっている人っていうのを今回ちょっとつかませていただきました。

御本人さんから、もう関わらないでくれというふうに言われない限りはきちとした見守りの体制、虐待であれば当然見守り体制っていうのは、ある程度要対協という枠の中でできてるんですけども、こういったDVの被害者の方の対しての見守り体制っていうのは、多分今までそんなにきちとしたものはなかったと思いますので、少しそういったところのネットワークをつくっていききたい。現時点の59.1%っていうのは例えば一時保護をして関わった県の相談員が、その後もちゃんとその方と連携が取れてるのかだとか、あるいは市町村の窓口で引き継いだ方が、きちっとその方と今も継続的に連絡取り合ったりできてるのかっていうところが拾ったものが、この59.1%っていう、今数値として上がってますけれども、そこをもう少し関わる被害者の方だけではなくて、一緒に連れておられる子どもさんだったりだとか、そういったところまで広めていって、いろんなところが包括的に関わっているというところがもうちょっと8割ぐらいまで上げていききたいというところの目標値になってます。

○渋川委員

ありがとうございます。私、その1個上の市町村がのところだったんですよ。ごめんなさい。

○青少年家庭課

大変失礼しました。市町村がDV被害者、すいません。説明としてはすいません、合ってましたけれども、数値がこちらの、すいません間違いでした。

○河野会長

どうもありがとうございました。

では、最後に全体を通して何か御質問、御意見などがございますでしょうか。

たくさんのお貴重な御意見いただきましてありがとうございました。

それでは、半場女性活躍推進統括監から、総括をお願いいたします。

○半場女性活躍推進統括監

たくさんのお御意見いただきましてありがとうございました。

子どもの頃から男女共同参画を実際に地域とか教育の場面で体験できることが非常に必要なんじゃないか、ましてや10代、20代の方たちのアンケート結果を見ると、非常に

いい方向で期待できるんじゃないかなという御意見もいただきました。そういう意味では、本当に最初言われたですが、5歳のときまでは何もない無意識の状態なんだから、そこでこそ男女共同というところが経験、体で覚えていければ一番いいんじゃないかなというふうにも聞かせていただきました。

続いて、男性の家事、育児促進については、育児休業、なかなかあっても取れてないという現状がありますが、今、国の保護で育児休業取得促進という動きが出始めましたので、これは企業も一緒になって取り組んでいけたらと思っております。具体的に島根県内にも男性従業員の方が育児休業を、奥さんが妊娠出産された方は全員取っておられるという企業も実はありますので、そういった企業の取組をもっと皆さんにも知ってもらおうということも、取り組みやすい何かヒントが得られるのではないかなと思います。いろいろな職種がございますので、全てのところではできないとは言えないんですが、やっぱり一人でも多く育児を体験していただいて、一緒に夫婦そろって子どもを育てていける。おじいちゃんやおばあちゃんも一緒に育てていけるという環境をつくっていかれたらと思っております。

そして、あと特にDVのことで非常に最後話が盛り上がりってしまったんですが、特に今回、コロナ禍の中で外出自粛がかかる中、やはり家庭の中で時間を共有する場面がすごく多くなりました。で、やはりきちんとコミュニケーションが取れていないと、先ほど暴力だけでしょうかというお話があったんですが、やはり性別の役割分担が固定化してしまっていて、それが強化されたものになると、やはりそこにモラルハラスメントという形で出てくるので、それが非常にこういうコロナ禍の中で、同じ空間の中でコミュニケーションも取れずに、あなたがやるべきでしょ、おまえがやるべきだろうということになるとうまくいかない、そういった環境がすごくあったのではないかなと思います。それを解消するためにも、やはり日頃からしっかりコミュニケーションを取っていくというのが大事だと思っております。

コロナ禍の中では、ひとり親世帯に対する不安感というのも非常にあったというふうに御意見もいただきました。そういったところにつきましても、県のほうではなかなか住民さんに近いところにおりませんので、市町村と一緒に各市町村の取り組んでいることを参考にさせていただきながら、ほかの市町村にもそういった取組が進んでいくように皆さんに情報提供もしていきたいと思っております。

あと、一人一人の人権が守られて、男女ともお互いに尊重し合えて、健康で、しかも安心して暮らせるというのが理想であると思います。今回、いろいろなKPIを設けておりますが、このKPIも既に達成したものもございますが、この計画策定の中でまた5年後を目指して、新しい数値目標を設定していただけたらと思いますので、そこも含めてどうぞよろしく願いいたします。

今日、立ち上がりということですが。実は来年度中につくればいい計画なんですけど、1年半かけてしっかりと皆さんと議論していきながら、つくっていただきたいと思っております。今年中には、国の基本方針が出ますので、そういったものも見させてもらって、併せて骨子を次に向かってつくっていきたいと思っております。

今日はどうも大変ありがとうございました。

○河野会長

それでは、これで議長としての務めを終わらせていただきます。

御協力いただきありがとうございました。

○事務局

河野会長、円滑な議事運営ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回島根県男女共同参画審議会を閉会いたします。

次回は、今回いただいた御意見を参考にさせていただき、令和3年2月頃に開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様、ありがとうございました。

なお、苦情処理専門部会の5名の委員の皆様には、正副部会長の選任をお願いしたいと思っておりますので、恐縮ですがいましばらく、この場にお残りいただきますようお願いいたします。

○事務局

すいません、ちょっと事務連絡ですけれども、お配りしている資料の中に、第1回島根県男女共同参画審議会の議事に関する意見という紙をお配りしております。これに、本日意見をたくさんいただきましたけれども、ちょっともう少し言いたかったとか、今日、御発言いただけてない委員さんもおられるかと思っておりますので、改めてこういう意見を言いたいということがありましたら、ぜひ、この紙を利用していただきまして御意見書いていただいて、女性活躍推進課のほうまでお送りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

すいません、ありがとうございました。